

改正

平成27年6月1日告示第55号

令和5年4月3日告示第27号

玖珠町広告料収入事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、自主財源確保の一環として実施する玖珠町広告料収入事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 事業は、住民への配布等を目的とした広告媒体（以下「広告媒体」という。）に企業等の広告を掲載し、又は掲出すること（以下「広告掲載」という。）について、町長が承諾、許可等（以下「承諾等」という。）を行うことにより、収入の増加又は経費の節減を図るものとする。

(規制業種又は事業者等)

第3条 次に掲げる業種又は事業者等の広告は、広告媒体に掲載しない。

- (1) 政治活動又は宗教活動を行う団体その他これらに類する事業者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定により規制を受ける業種その他これに類するもの
- (3) 武器等の製造及び販売に係る業種
- (4) とばくその他これに類するもの
- (5) 貸金業法（昭和58年法律第32号）の規定により規制を受ける貸金業
- (6) 利殖を目的とした投資・投機があつせん、勧誘、募集等を専ら行う事業者
- (7) 占い又は運勢判断に関する業種
- (8) 法律の定めがない医業類似行為を行う業種
- (9) 債権の取立て、示談引受け等に関する業種
- (10) 探偵業その他これに類する業種
- (11) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更正手続中の事業者
- (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は特殊な結社団体その他の事業者

- (13) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に規定するインターネット異性紹介事業を行う事業者
 - (14) 各種法令に違反している事業者
 - (15) 悪質な行為等により、行政機関から指名停止措置又は行政指導等を受け、当該措置期間の経過若しくは指名停止の解除又は改善がなされていない事業者
 - (16) 町税の滞納がある事業者
 - (17) 前各号に掲げるもののほか、この基準による規制の対象となっていない業種又は事業者であって、現に社会問題を起こしているもの
- (広告掲載の基準)

第4条 町長は、広告掲載の公平性及び中立性を保つため、次の各号のいずれかに該当する場合は、承諾等を行わないものとする。

- (1) 著作権等を侵害するおそれのあるもの
 - (2) 政治又は宗教に関するもの
 - (3) 個人、団体等の意見広告及び名刺広告
 - (4) 社会問題についての主義主張及び係争中の声明広告
 - (5) 誇大表示、不当表示等表現方法等が不適切なもの
 - (6) 人権侵害、名誉毀損又は各種差別的な表現をしているもの
 - (7) 非科学的又は迷信に類するもので、公衆を迷わせ、又は不安を与えるおそれのあるもの
 - (8) 法律等に基づく許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの
 - (9) 第三者の氏名や写真等を無断で使用するもの若しくはプライバシーを侵害するもの又はそのおそれのあるもの
 - (10) 売春等の勧誘又はあっせんの疑いのあるもの
 - (11) 残酷な描写等暴力又は犯罪を肯定し、若しくは助長するような表現をしているもの
 - (12) 未成年の喫煙、飲酒等を誘発し、又は助長するような表現をしているもの
 - (13) 国、地方公共団体その他公共機関が広告主の商品又はサービス等を推奨していると明らかに誤認させるもの
 - (14) 町の業務に不利益を及ぼすおそれのあるもの
 - (15) 町税等を完納していない者の申出
 - (16) その他町長が広告掲載として適当でないと認めるもの
- (広告掲載の優先順位)

第5条 広告の掲載の希望が同一の広告媒体に重複した場合において、広告を掲載する優先順位は、次の順序とする。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人又はこれらに類するものに係る広告
- (2) 私企業のうち、町内に事業所等を有するものに係る広告
- (3) 前2号に該当しないものの広告

2 前項の規定にかかわらず、広告媒体等の発行状況等を勘案し支障がないと認めるとき、掲載する広告の順位を受付順とすることができる。

(広告掲載の募集方法等)

第6条 広告掲載の募集方法、広告の規格、枠数、広告料、広告の期間及び広告の作成方法等は、広告媒体ごとに町長が別に定める。

(広告掲載の承諾等)

第7条 広告掲載を行おうとする者は、あらかじめ町長の承諾等を受けなければならない。

2 町長は、前項の承諾等を行う際、広告掲載に係る広告の内容及びデザインについて指示し、又は広告掲載に必要な条件を付することができる。

3 前2項の審査に当たり、特に必要があると認めるときは、第11条に規定する玖珠町広告掲載審査委員会に審査を求めることができる。

(権利譲渡等の禁止)

第8条 前条第1項の規定による承諾等を受けた者（以下「広告主」という。）は、承諾等を受けた広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。ただし、あらかじめ町長の承認を得たときは、この限りでない。

(広告の掲載)

第9条 広告主は、広告掲載を開始する期日、広告掲載の方法等について、町長と事前に協議し、その指示に従わなければならない。

(広告主の義務)

第10条 広告主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 広告の内容等に瑕疵、虚偽、誤記等がないこと。
- (2) 広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと。
- (3) 広告に関連する財産権について、その権利処理が完了していること。
- (4) 広告の内容等が承諾等又は当該承諾等に係る指示若しくは条件に適合したものであること。

2 広告主は、前項各号に掲げる事項に対し、第三者からの苦情、被害救済又は損害賠償の請求等

の問題が生じたときは、自らの責任でこれらを解決しなければならない。

(広告掲載に係る承諾等の取消し)

第11条 町長は、広告主が第6条第2項の規定による指示若しくは条件に従わないとき、又は承諾等を行った後の事情変更等により広告の内容等が第3条に規定する基準に抵触したときその他町長が特に必要があると認めるときは、広告掲載に係る承諾等を取り消すことができる。

(ホームページに関する基準)

第12条 町のホームページに広告を掲載する場合には、当該広告がリンクするウェブサイトについても、この基準を適用する。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年6月1日告示第55号)

この告示は、平成27年6月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月3日告示第27号)

この告示は、公示の日から施行する。